

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案要綱

第1 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正（危険運転致死傷罪の対象となる行為の明確化及び追加）

1 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は十五年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期拘禁刑に処するものとする。（第二条関係）

(1) アルコール影響正常運転困難状態（身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態をいう。）で自動車を走行させる行為

(2) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度以上の高速度その他道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度に準ずるものに限る。）で自動車を運転する行為

イ 最高速度（道路交通法第二十二條第一項の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度）が六十キロメートル毎時以下である場合 最高速度を五十キロメートル毎時を超える速度

ロ 最高速度が六十キロメートル毎時を超える場合 最高速度を六十キロメートル毎時を超える速度

(3) 殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて、自動車を走行させる行為

2 アルコールの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、アルコール影響正常運転困難状態に陥り、人を負傷させた者は十二年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は十五年以下の拘禁刑に処するものとする。（第三条関係）

第2 道路交通法の一部改正（酒酔い運転を行った者等に対する罰則の対象となる行為の明確化）

第六十五條（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態（身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）にあったものは、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処するものとする。（第百十七條の二関係）

第3 その他

その他所要の規定の整備を行う。

第4 附則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（附則第一項関係）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。